



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 1
- 訓 令
- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 1
- 観光事業者等支援課設置規程（行政管理課） ..... 2

## 規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第55号

#### 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第249条の表観光政策統括監の項中「に関する事務」を「及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等への支援金の支給等に関する事務」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第23号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	交 流 推 進 課	文交
--	-----------	----

を

「

	交 流 推 進 課	文交
	観 光 事 業 者 等 支 援 課	文援

」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年5月27日から施行する。

沖縄県訓令第24号

知 事 部 局

観光事業者等支援課設置規程を次のように定める。

令和3年5月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

観光事業者等支援課設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等への支援として実施する支援金の支給その他の経営に対する支援に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、文化観光スポーツ部に観光事業者等支援課（以下「課」という。）を置く。

2 課に事業継続支援班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等への支援金の支給その他の経営に対する支援に係る関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等への支援金の支給に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 観光関連事業者等が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組の支援に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等の支援として実施する経営に対する支援に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和3年5月27日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--